盛岡保健所長告示第4号

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条第1の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の 所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年3月7日

盛岡保健所長 鈴 木 俊 彦

訪問看護

介護保険事	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
業所番号		変更前	変更後	友 <u></u>
0370101750	訪問看護ステーションもり	盛岡市浅岸大塚 20 番地 1	盛岡市浅岸一丁目4番15号	平成20年2月12日
	のみやこ	大塚ビル2階	大塚ビル2階	